

2026 年 7 月 1 日現在

## 厚生労働大臣等の定める掲示事項

- 当診療所は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。
- 当診療所は、関東信越厚生局に下記の届出を行っております。

### 当院の基本診療料及び特掲診療料

- ・ 外来感染対策向上加算
- ・ ニコチン依存症管理料
- ・ 別添 1 の「第 9」の 1 の(2)のアに規定する在宅療養支援診療所(連携型機能強化型ア)
- ・ 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- ・ 在宅がん医療総合診療料
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算

### ○ 明細発行体制

医療の透明化や患者さまへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

### ○ 保険外負担に関する事項

当院では、予防接種、 証明書・診断書等について、実費のご負担をお願いしております。

内容につきましては、【[保険外負担金自費料金表](#)】をご参照ください。

### ○ 一般名処方加算

当院では、安定的に薬物治療を供給する観点から、一般名処方を推進することにより、保険薬局において銘柄によらず調剤でき、柔軟に対応することができます。当院は、薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨をわかりやすく説明いたします。

なお、2024 年 10 月より患者さまが一般名処方の処方せんから長期収載品へ変更を希望した場合は「選定療養」の対象となり患者さまの特別負担が発生します。

## 介護保険サービス

### ○ 居宅療養管理指導

要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限り居宅で、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行い、療養生活の質の向上をめざします。